

表 5－8 (地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5％から8％へ、令和元年10月1日より8％から10％へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度上ノ国町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

64,477 千円

【歳出】

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている社会保障施策に要する経費

1,294,291 千円

(単位：千円)

大区分		小区分(事業)	令和6年度 決 算 額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	町債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
1	社会福祉	社会福祉総務費	395,334	207,456	0	3,229	15,016	169,633
		老人福祉費	30,461	1,053	0	201	2,375	26,832
		児童福祉総務費	62,918	6,868	0	21,963	2,772	31,315
		母子福祉費	1,979	690	0	6	104	1,179
		保育所費	163,970	7,629	0	17,373	11,300	127,668
		その他社会福祉費	173,320	40,236	73,400	716	4,795	54,173
		小 計	827,982	263,932	73,400	43,488	36,362	410,800
2	社会保険	国民健康保険事業特別会計操出事業	60,770	19,628	0	0	3,346	37,796
		介護保険事業特別会計操出事業	123,932	10,196	0	0	9,249	104,487
		後期高齢者医療対策事業	106,273	22,326	0	0	6,826	77,121
		小 計	290,975	52,150	0	0	19,421	219,404
3	保健衛生	保健衛生総務費	52,211	1,562	11,200	1,240	3,107	35,102
		健康増進事業費	17,012	1,680	0	3,902	929	10,501
		予防費	18,498	456	0	4,007	1,141	12,894
		診療所費	87,613	5,300	35,800	3,266	3,517	39,730
		小計	175,334	8,998	47,000	12,415	8,694	98,227
合 計			1,294,291	325,080	120,400	55,903	64,477	728,431

※ 地方消費税交付金(社会保障税源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。